

放課後等デイサービス重要事項説明書

あなたに対する放課後等デイサービスの提供開始に当たり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者及び事業所概要

名 称	株式会社 スーリール
所 在 地	〒417-0001 静岡県富士市今泉9丁目2番8号
法 人 種 別	営利法人
代 表 者	土屋 雅美
法人設立年月日	2015年8月11日
電 話 番 号	0545-67-6700
名 称	メリー&アミ (メリー) (放課後等デイサービス)
所 在 地	〒417-0808 静岡県富士市一色633-6
連絡先	電話番号 0545-30-8300 FAX 0545-30-8339
事業所番号	2252300237
開設年月日	2015年10月1日
主たる障害の種類 定員	重症心身障害児(者)以外 定員10名
事業所が行う 他のサービス	日中一時支援・ライフサポート事業
事業の目的	株式会社スーリールが開設するメリー&アミ(以下「事業所」という。)が行う児童福祉法に規定する指定放課後等デイサービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指導員及び保育士(以下「指導員等」という。)が給付決定にかかる障害児(以下「児童」という。)に対し、適正な指定放課後等デイサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	1 事業所の指導員等は、児童が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるようその児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。 2 事業所の指導員等は、利用する児童の意思及び人格を尊重し、常に利用する児童の立場に立ってサービスの提供を行う。 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の児童福祉サービス事業者、障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
虐待の防止 身体拘束等の禁止	事業者は、障害者の人権の擁護・虐待の防止のため、委員会及び責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し虐待防止や身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する等の措置を講ずる。 (責任者：虐待防止及び身体拘束等禁止委員長)

## 2 事業実施地域

通常の事業の実施地域は、富士市・富士宮市とする

## 3 営業時間

営業日	月曜日から土曜日（12月29日から1月3日まで・夏季休業日・祝日を除く）
受付時間	9:00～17:00
サービス提供時間	放課後、13時から17時まで 学校休業日は9時から17時まで

## 4 施設

構造	木造平屋建て
敷地面積	1180.53 m <sup>2</sup>
延床面積	259.19 m <sup>2</sup>

## 5 設備（メリー対象分）

活動・訓練室	1室	面積：約 41.41 m <sup>2</sup>
医務室兼備品庫	1室	面積：約 7.45 m <sup>2</sup>
キッチン	1室	面積：約 9.39 m <sup>2</sup>
トイレ2か所・洗面・着替え室	1室	面積：約 7.45 m <sup>2</sup>
相談室	1室	面積：約 4.97 m <sup>2</sup>
事務室	1室	面積：約 9.94 m <sup>2</sup>
浴室	1室	面積：約 7.45 m <sup>2</sup>
洗面・着替え室	1室	面積：約 7.45 m <sup>2</sup>
テラス（共用）	1室	面積：約 28.05 m <sup>2</sup>

## 6 事業所の職員体制

### ①職務内容

<職 種>	<従事するサービスの種類>	<人 員>
管 理 者	統括管理	1名
児童発達支援管理責任 （サービス管理責任者）	個別支援計画の作成、継続的なサービス管理及び評価	1名
児童指導員・保育士	放課後等デイサービスの提供	1名以上
作業療法士	放課後等デイサービスの提供	1名以上

### ②職員配置

別紙6-②参照

## 7 放課後等デイサービスの内容

### 《サービス内容》

放課後等デイサービスの個別支援計画書作成
健康状態の確認
日常生活における基本的動作の訓練
集団生活適応訓練

創作的活動（季節を感じる）
レクリエーション（時節の行事等有り）
送迎
入浴
その他必要な介助

### 8 児童福祉法外のサービスの内容

食事サービス	希望者のみ
各種イベント	見学・体験等の各種イベント
相談サービス	子育て相談

### 9 サービス利用料と利用者負担金について

放課後等デイサービスを利用した場合の利用料の額は告示上の額とし当該障害児通所支援が法定代理受領サービスであるときは、市町村が定める利用者負担額の支払いを受けるものとします。ただし、当該サービス提供を行った月に他の事業所による障害児通所支援の提供があった場合には、各事業所が受け取る利用者負担額の合計が市町村の定める利用者負担額をこえないよう調整した額の支払いを受けるものとします。

#### サービス利用料金単位

サービス給付費	〈 平 日 〉 0.5～1.5 時間以下：574 単位 1.5 時間超～3 時間以下：609 単位 〈学校休業日〉 3 時間超 5 時間以下：666 単位
---------	---

#### サービス利用料金ご負担金

<世帯所得>	<ご負担金額>
非課税世帯	0 円
約 890 万円まで	月額上限 4,600 円
約 890 万円以上	月額上限 37,200 円

#### 児童福祉法以外のサービスに係る費用

##### その他のご負担額

<項 目>	<ご負担額>
食事の提供に要する費用 1 食あたり	基本は持参 学校の長期休み等にお弁当を注文する場合は実費
おやつ代（市販の菓子や手作り菓子等）	108 円/月
教材費	50 円/月
各種イベント参加費・入場料等	実費
入浴料	シャンプー等を持参、または購入依頼があれば実費 （参考：2024 年 6 月時点では、洗髪＋洗顔＋洗体用＝1080 円）
オムツ等	基本は持参
活動等に係る交通費	公共の交通機関を利用時は実費、社用車利用の場合は使用車の燃費を踏まえ、走行距離とガソリン代（時価）、利用者数で計算した実費費用

(1) 上記支払い方法は、サービスを提供した翌月に、月謝袋にて集金いたしますので送迎時のお渡しを宜しくお願いします。

## 10 サービスのキャンセルについて

(1) 利用者が、放課後等デイサービス利用のキャンセルをする際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。連絡先 放課後等デイサービス メリー & アミ (メリー) : 電話 : 0545-30-8300

(2) 有料イベント等の当日のキャンセルについては、イベント等の参加費・往復の交通費等のキャンセル料を申し受けることがありますので、ご了承ください。

## 11 緊急時の対応

サービスの提供にあたり、事故・体調の急変が生じた場合は、

- ① 家族に連絡し指示を仰ぎます。
- ② 必要に応じて救急機関等に連絡します。
- ③ <嘱託医>

名称	中山医院
協力医の氏名	中山 豊明
連絡先	0545-52-0265

## 12 非常災害対策について

非常時の対応	別途に定める防災マニュアルにより対応する
平時の訓練	別途に定める防災マニュアルに則り、訓練を年2回以上実施する
防災設備	・誘導灯 有 ・消火器 有 ・カーテン等は防火機能のあるものを使用 ・震災に備えての備蓄 (食料・飲料水3日分) (その他、拡声器・携帯ラジオ・懐中電灯等)
消防計画	消防署への届出日 : 2006年2月6日 防災管理者 : 浦嶋美音

(責任者 : 児童発達支援管理責任者)

第1避難先	事業所の駐車場
第2避難先	静岡県富士市立青葉台小学校

## 13 ご利用に際し留意していただきたい事項

設備・器具の利用	設備・器具のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります
宗教活動等	保護者及び利用児童の思想・信仰等による他者に対する政治活動、布教活動、販売活動等のご遠慮ください
貴重品の管理	原則、貴重品はお持ち込みにならないようお願い致します

#### 1.4 感染症について

- (1) 感染症については、学校保健安全法を準用し、利用希望の際に感染症の可能性がある場合は、必ず事業所にご連絡ください。(必要に応じて、医師の証明する診断書をご用意いただく場合もあります。)
- (2) 児童が所属する学級、学年、学校等が閉鎖・休校の場合は、都度事業所に利用の可否をお問合せ下さい。

#### 1.5 相談窓口、苦情対応 (ハラスメント含む)

- (1) サービス等に対する苦情やご相談については、当事業者は、以下の専用窓口で受け付けます。

相談・苦情窓口	株式会社 スーリール 代表 土屋雅美 電話 0545-67-6700 FAX 0545-67-6702
その他	富士市 障害福祉課

\* 玄関にご意見箱が設置してありますので、ご利用ください。

#### 1.6 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、その状況・処置・その後の対応等について記録します。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入しています。

損害保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	超ビジネス保険 (事業活動包括保険)

#### 1.7 秘密保持と個人情報の保護について

##### ① 障害児 (者) 又はその家族に関する秘密の保持について

・ 障害児 (者) 又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。  
事業者及び従業者はサービス提供をする上で知り得た、障害児 (者) 又はその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らさない。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続する。従業者に業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

##### ② 個人情報の保護について

・ 障害児 (者) 又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、障害児 (者) 又はその家族の個人情報を提供しない。障害児 (者) 又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物 (紙によるもの他、電磁的記録を含む) については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。  
・ 事業者が管理する情報については、障害児又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとする。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担とする。)

#### 1.8 サービス提供の記録について

- ① サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に通所給付決定保護者の確認を受けることとする。
- ② サービス提供実績記録票に記録を行い、通所給付決定保護者の確認を受ける。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、障害者又はその家族は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができる。

加算の状況

別紙参照

### 19 第三者評価の実施状況

第三者評価に関しては実施しておりません。

令和 年 月 日

放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所 所在地： 富士市一色 633-6

名 称： 放課後等デイサービス メリー&アミ (メリー)

説明者： 土屋 雅美

印

私は、本書面に基づいて事業者から放課後等デイサービスの提供及び利用について重要な事項の説明を受け同意しました。

利用児童 氏 名： \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

保護者 氏 名： \_\_\_\_\_ (続柄： \_\_\_\_\_)

印

令和6年2月より施行

令和6年4月 改訂

令和6年7月 改訂